

2026年4月2日

全国石油商業組合連合会
会長 森 洋 殿

資源エネルギー庁 資源・燃料部
部長 和久田 肇

「緊急的激変緩和措置」の価格モニタリング調査の強化に伴う
適正価格での販売について（依頼）

本措置の実施に当たっては、補助による元売の卸売価格の引き下げ分が小売価格に適切に反映されるよう、SS事業者を対象とした価格モニタリング調査を実施しているところですが、今般、その実効性を更に高めるため、以下のとおり、取組を強化することとしました。

- 全数調査（電話調査）の実施回数を倍増するとともに、調査の結果、卸売価格の変動分を反映しない小売価格を設定している場合には、その理由を聴取します。
- 上記の理由等も参考にしつつ、正当な理由なく、補助による卸売価格の引き下げ分を適切に反映せずに、著しく高い小売価格で販売していると認められる場合には、当該事業者に対し、個別に現地訪問を行うとともに、必要に応じて、本措置の趣旨を踏まえた適正価格での販売を求める通知を発出します。

このように、価格モニタリング調査を強化した上で、「緊急的激変緩和措置」を実施していきますので、本方針を御理解いただき、適正価格で販売いただきますようお願いいたします。

貴会におかれましては、今後は、本措置の趣旨を踏まえ、各SS事業者に対し、上記の取組を周知いただきますようお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室：03-3501-1320